

大阪市福島区役所認定ストリートミュージシャン  
申請書兼誓約書

大阪市福島区長 様

大阪市福島区役所が主催する野田阪神野外音楽ステージの事業趣旨を理解し、下記の内容により申請します。

申請日 年 月 日

(フリガナ) 代表者名			
電話番号		E-mail	
書類等送付先	〒		
(フリガナ) ミュージシャン名			
メンバー構成	氏名 (担当・楽器)		
	氏名 (担当・楽器)		
	氏名 (担当・楽器)		
	氏名 (担当・楽器)		
	氏名 (担当・楽器)		
ホームページ URL 等			
PR (150 文字程度) ※区役所ホームページに 掲載します。			

提出物

- 本申請書兼誓約書
- 実際のライブ映像2曲(DVD または動画サイトにアップしている場合はその URL でも可)
- 大阪パフォーマーライセンスを所有する者はその証明書
- ミュージシャングランプリ OSAKA にて受賞した者はその証明書
- 申請者(グループ)の写真データ(1枚、w200×h140ピクセル)

## <誓約事項>

発電機・ドラムを使用しないこと

- ・周辺の人家・店舗及び一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する器材を使用しないこと。

音量の制限を守ること

- ・大阪市福島区役所が定める地点において音量を計測し、基準値(90db)を超える場合は警告を与える。また、警告に応じない場合は、強制的に演奏を中止させる。

活動時間を守ること

- ・演奏等の活動は定められた活動時間内に行う。

歩行者通行への配慮

- ・演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても地面に座り込んで通行を妨げないなど協力を呼びかけること。点字ブロックからは片側1m以上の幅員を確保すること。

原状回復と清掃徹底

- ・演奏等の終了後はチラシ等が散乱しないように掃除を行い、演奏場所周辺のゴミ拾いなどを行うこと。

販売行為をしない

- ・駅前広場は法律上の「道路」であり、道路上で自主制作CD、チケット等を無許可で販売する行為は、道路法及び道路交通法で禁止されているので行わないこと。ストリートミュージシャンの認定は、販売行為を許可するものではないこと。

事業運営への協力

- ・会場設営・撤去については主体的に行うこと。
- ・演奏者以外に会場整理要員として常駐できるスタッフ1名を演奏者側で確保すること。

その他

- ・活動中は認定証を観客及び通行人等に見えるように掲示すること。
- ・演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。
- ・申請時点をもって、法律等に違反して刑に処せられていない又は処せられることが確定していないこと。また、前述の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していること。

以上、誓約する。

メンバー自署欄
